

最後に、発達障害児の方、発達障害者の皆様への支援についてです。発達障害は、自閉症や注意欠陥多動性障害、学習障害などで、通常、低年齢で症状が発現するもので、文部科学省の調査によると小中学校児童・生徒の約6%に何らかの発達障害の可能性があるということです。これはかなりの課題があると言わざるを得ないと思っています。一つには、この発達障害の問題に専門的に関われる人材が不足しています。また、支援方法が確立されていない、障害特性が分かりにくい結果として、理解が進んでいない問題もあります。早期発見・早期療育のシステムづくりが必要で、支援方法の確立、専門的な人材の育成が急務です。療育福祉センターの精神科の受診者数は、平成11年度と平成20年度を比べると3倍に増えています。今、本県では、療育福祉センターでの取り組みを強化していくべく努力をしています。発達支援部を設け、精神科医、ソーシャルワーカー、心理判定員、保育士、教員、恐らく他県に比べても相当充実した態勢を敷いて、この問題に取り組もうとしています。早期発見・早期療育のシステムづくり、例えば乳幼児健診時のチェックリストを作成することにより早期発見をしていく、また教材DVDなどを作成して多くの皆さんに見ていただき、できるだけ早く発見したい、たくさんの方々に対する相談支援等を行う中で、支援方法を確立したいと考えています。

今後の取り組みとしては、検診に従事する小児科医や市町村保健師等への研修の実施、さらに地域における支援体制の充実を図り、できるだけ身近な地域で対応できる対応策を講じていきたいと考えています。